

(別紙様式2)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：岐阜県

農業委員会名：岐阜市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,850	1,080				3,930
経営耕地面積	2,040	774	594	179	1	2,814
遊休農地面積	18.0	8.1	8.1	0.0	0.0	26.1
農地台帳面積	2,628	945	943	2	0	3,573

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計(農林水産省HP)における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,807
自給的農家数	2,756
販売農家数	3,051
主業農家数	243
準主業農家数	484
副業的農家数	2,324

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,312
女性	2,381
40代以下	442

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	142
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	30
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員会委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	30	30

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,930 ha	870.2 ha	22.1%
課 題	農業従事者の高齢化や相続による非農家や遠隔地在住の農地所有者の増加等により遊休農地が増加している一方、担い手不足及び農地貸借に対する農地所有者の理解不足や抵抗感のため、利用集積が容易でない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
870.6 ha	870.2 ha	19.6 ha	100.0%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月～6月 地区農政推進委員会で、今年度から一本化された農地中間管理事業の周知を行う。</li> <li>11月～2月 遊休農地等のリストを基に、農地所有者に上記事業等の周知を行う。</li> <li>1月～2月 地区集落座談会等で、上記事業について農家への周知を行う。</li> <li>通年 農地中間管理事業により認定農業者に農地の集積を図る。</li> <li>通年 人・農地プランに基づき、担い手への農地集積計画を作成する。また、その担い手への農地集積を意識した集落単位での話し合いや周知活動を行う。</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/1～6/30 地区農政推進委員会で、今年度から一本化された農地中間管理事業などの周知を行った。</li> <li>11/1～2/28 遊休農地等のリストを基に、農地所有者に上記の事業などの周知を行った。</li> <li>1/4～2/28 地区集落座談会等での農家への周知を行った。</li> <li>5月から2月末日までを通じて、農地中間管理事業等により担い手等に農地の集積を図った。</li> <li>5月から2月末日までを通じて、人・農地プランの実質化を進めるとともに、担い手への農地集積計画を作成し、その担い手への農地集積を意識した集落単位での話し合いや周知活動を行った。</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	年間を通じての計画がなされており適正である。
活動に対する評価	年間を通じて各地区農政推進委員会や集落座談会、話し合い等で農地利用集積についての周知や説明等の活動がなされており適正である。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	令和1年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	4 経営体	1 経営体	4 経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	令和1年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	- ha	- ha	2.9ha
課題	新規就農にあたり、技術の習得や所得の確保等が課題となっている。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
4 経営体	4 経営体	100.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
- ha	2.9ha	- %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	4月 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有 6月 青年等就農計画認定申請書作成フォロー 8月 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有 10月 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有 12月 青年等就農計画認定申請書作成フォロー 2月 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有 ※認定者で要件を満たす者に対して農業次世代人材投資資金を交付する。
活動実績	4/3~4/30 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有を行った。 6/1~6/30 青年等就農計画認定申請書の作成フォローを行った。 8/1~8/30 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有を行った。 10/3~10/31 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有を行った。 12/1~12/28 青年等就農計画認定申請書の作成フォローをした。 2/1~2/28 農林事務所・JAと新規就農相談について情報共有を行った。 ※認定者で要件を満たす者に対して農業次世代人材投資資金を交付した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	年間を通じての計画がなされており適正である。
活動に対する評価	年間を通じて、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、経済政策課と連携し認定農業者制度や法人化の意義、メリットなどの説明を必要に応じて実施し、人・農地プランに基づき、担い手への農地利用集積計画を策定するなど、適正である。

## IV 遊休農地に関する措置に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,955 ha	26.1 ha	0.7%
課 題	農業従事者の高齢化や、相続による非農家や遠隔地在住の農地所有者の増加		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
7.5 ha	7.8 ha	104.0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		385 人	7月～9月	7月～11月
調査方法		1 管内全域を385の調査区域に区切り、担当の調査員を定めて7月から9月にかけて巡回調査を実施する。 2 その調査に基づき、遊休化しているとみられる農地については、事務局職員が再度確認を行う。 3 遊休農地の所有者に対して、11月～2月にかけて耕作意思の有無、維持管理・貸借の希望等について意向確認を行う。			
農地の利用意向調査		調査実施時期:11月～12月			
	その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		381 人	8月～9月	9月～1月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～12月	調査結果取りまとめ時期	12月～3月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 123 筆		調査数: 0 筆	調査数: 0 筆
	調査面積: 6.7 ha		調査面積: 0 ha	調査面積: 0 ha	
	その他の活動				

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地面積の3割程度の解消を目指しており適正である
活動に対する評価	管内全域を381人の利用状況調査員が8月から9月にかけて巡回調査を実施し、その結果に基づき、遊休化しているとみられる農地については、事務局職員が再度確認を行い、遊休農地の所有者に対して、11月～2月にかけて耕作意思の有無、維持管理・貸借の希望等について意向確認を行なった結果、解消目標値以上が解消できており適正である。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,930 ha	0.3 ha
課 題	農地転用にあたっては、農地法の規定に則った手続きが必要であるという事を、農地所有者により一層周知させる必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.3 ha	0.0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	広報紙で住民に対し農地転用制度及び違反の場合の罰則について周知し、農地転用の許可申請または届出の徹底を啓発する。 通年 農業委員会委員・農政推進委員・事務局職員による農地パトロールを実施する。
活動実績	1月 ぎふし農業委員会だより第108号に「農地法について、ご存じですか？」という啓発記事を掲載した。 通年 農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、事務局職員による農地パトロールを実施した。
活動に対する評価	農地パトロールにより、違反転用を発見し、随時指導を徹底している。 今後も農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、農政推進委員、事務局職員による農地パトロールの実施が重要。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 121 件、うち許可 121 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	担当地区の農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が、現地や受人宅で農機具の状況について調査を実施した上で申請書を確認し、総会に諮っている。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき審議している。また、担当農業委員会委員が意見を述べている。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	121 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、書面及びホームページにて公開している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から4週間	処理期間(平均)	28日
	是正措置	—			

### 2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 62 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	1,000㎡以上の農地転用については、担当農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が転用事業者とともに現地調査を行っている。転用事業の確実性についても、完了後の速やかな完了届の提出を申請時に指導する中で把握している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。また、1,000㎡以上の農地転用については、担当農業委員会委員が意見を述べている。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、書面及びホームページにて公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から5週間	処理期間(平均)	35日
	是正措置	—			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	30 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	24 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 15 件 公表時期 令和3年1月
		情報の提供方法:ホームページで公表するとともに、広報紙に掲載した。
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 2,118 件 取りまとめ時期 令和3年3月
		情報の提供方法:議事録の公表
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,573 ha
		データ更新:農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ毎月更新 公表:窓口にて閲覧
	是正措置	—

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉 農地中間管理事業を活用し、効率的な農地利用の集積・集約化を図るとともに、同機構による集積においては、地域の実状を反映してほしい。</p> <p>〈対処内容〉 農地中間管理機構、ぎふ農業協同組合、農業委員会が連携し、地域の実状に応じて継続可能な担い手への集積を進めた。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 —</p> <p>〈対処内容〉 —</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

書面にて公開

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

一件

提出先及び提出した意見の概要	—
----------------	---

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している